

後期高齢者医療制度のお知らせ ～マイナ保険証の利用について～

◆マイナンバーカードを保険証としてご利用ください！

保険証として利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を医療機関で利用すると・・・

・マイナ保険証のみで高額療養費制度の適用や特定疾病の適用が受けられます。



・過去のお薬情報や健康診断の結果などを提供でき、より適切な医療を受けられます。

・お薬情報
・健康診断結果



・引っ越しなどで負担割合に変更が発生しても差し替え不要で、ほぼタイムラグなく最新の資格情報で医療機関を受診できます。



最新の資格情報で受診可能！

★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前準備が必要です！

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
→パソコンやスマートフォン、まちなかの証明写真機などから申請できます。
- ②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。
→医療機関・薬局の受付（カードリーダー）やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。

利用登録の状況はマイナポータルから確認できます！



問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 または 住民課 戸籍保険グループ

今年から8月26日は「火山防災の日」になりました。

住民の皆さんに、火山防災についての関心と理解を深めてもらうため、

8月26日が「火山防災の日」に定められました。

この日は、1911年（明治44年）に浅間山に日本初の火山観測所が設置され、観測を開始した日にちなんでいます。

気象庁ホームページに、「火山防災の日」特設サイトを開設しました。本特設サイトでは、火山や火山防災について学ぶコンテンツを用意していますので、右の二次元コードからぜひご覧ください。



問い合わせ先 函館地方気象台 ☎0138-46-2214 8月26日は火山防災の日

～檜山に帰省したみなさまへ～

新発見。再発見。ふるさとの魅力。

☑ 詳しくは下の二次元コードからチェック！Instagramのフォローもよろしくお願いします☺

観 光



特 産

（ふるさと納税）



町おこし



移 住



◀ 檜山振興局
ホームページ



◀ 檜山振興局
Instagram



問い合わせ先
檜山振興局地域創生部地域政策課
☎0139-52-6481